

## 秘密保全法立法過程情報公開と市民への2つのリスク



2013.4.20  
at 大阪弁護士会館  
大阪弁護士会  
シンポジウム

新海聡(NPO法人 情報公開  
市民センター 理事長)



## 秘密保全法の立法過程 開示請求

有識者会議(H23年1月～)

議事録作成せず。

\* 立法は官僚が主導

→では ・官僚が検討している法案と  
・議論の中身を  
情報公開請求してみよう!



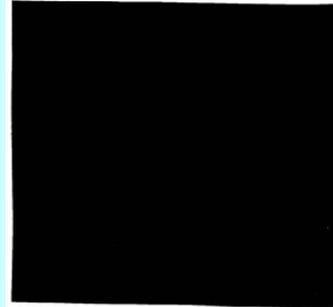
## 秘密保全法の立法過程 請求先など

- ・請求先: 内閣官房 内閣情報調査室
- ・請求日 H24年3月26日+10月15日
- ・対象文書「秘密保全法制に関する  
法令等協議、法令以外の協議」に関する文書
- ・一部不開示決定  
H24年5月28日(H23.8-10の資料)  
H24年9月27日(H23.11-H24.3の資料)  
H24年12月14日(H24.3.27-H24.4の資料)



特別秘密の保護に関する法律案(仮称)の概要(案)  
我が国の防衛、外交又は公共の安全と秩序の維持に關する事項のうち特に秘密を要するものを特別秘密として保護するため、行政機関における特別秘密の指定、特別秘密を取り扱う者に対する職務上の事項の特別秘密の管理に關する措置、特別秘密の漏えいに対する罰則等について定める。

第1 骨子



第2 留意事項

法案・協議内容  
全部非公開



## 秘密保全法の立法過程 決定内容

(1) 法案だけでなく、省庁間での議論のほとんどが法5条5号、6号で不開示

理由: 国民の間に以下のおそれ

- ・未成熟な情報に基づく混乱を不当に生じさせる
- ・率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる
- ・今後の法案化作業に支障が及ぶなど、内閣情報室の事務の適正な遂行に支障をおよぼす



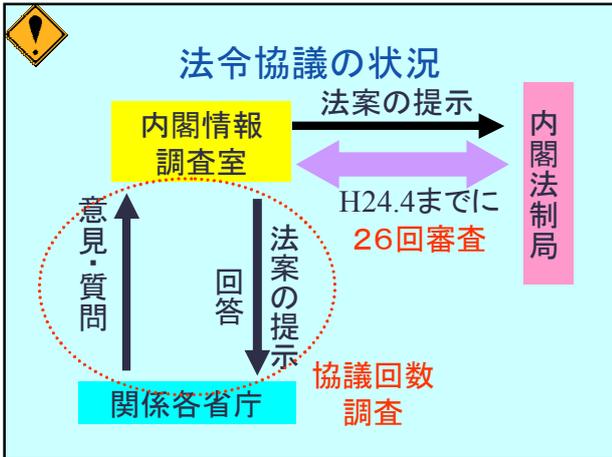
## 秘密保全法の立法過程 決定内容

(2) 公にすることを伝達することなく諸外国の行政機関等から入手した情報も法5条3号不開示  
理由「他国との信頼関係を損なうおそれやそれによって今後の調査研究に支障が及ぶ」

(3) その他課長職未満の職員や防衛省の職員の氏名(1号、3号)

→名古屋地裁に提訴(H24.11.21)

開示文書 <http://www.jkcc.gr.jp/menu6.html>



**内閣情報調査室と協議先の機関(回数)**

警察庁	25回	外務省	18回
内閣官房	12回	防衛省	11回
公安調査庁	5回	経済産業省	4回
法務省	3回	海上保安庁	3回

→警察庁が熱心

**市民にとっての秘密保全法の2つのリスク**

1. 非公開リスク

「公共安全」を理由に特定秘密に指定  
↓  
非公開

2. 圧カリスク

市民活動への監視

**1. 非公開リスク**

	現在	秘密保全法が できたら
防衛・外交・公共安全	3号4号で ×	特定秘密指定 ×
審議検討・事務事業	5号6号で ×	特定秘密指定 +4号 ×
上記以外	開示 ○	特定秘密指定 4号 ×

**2. 圧カリスク**

- 内部告発募集→そそのかし?
- 「特定秘密」と知らずに得た情報を元に追及  
→当局が「どこから情報を得たか聞きたい、パソコン見せてほしい」  
→内部告発者との接触の有無を監視

**市民活動への圧カ**

**秘密保全法の立法過程から見えるもの**

- 平成24年3月時点で法案化完了  
→いつでも国会に提出できる
- できるだけ議論をさせない作為  
→法案の開示による反対世論の形成に警戒  
→国論を二分しかねない重要な事項については、できる限り非公開にしたい  
→同じことは国家安全保障基本法や憲法改正についても?



忍び寄る

**国家安全保障基本法案の影**

平成24年7月12日 自由民主党が発表

<http://www.jimin.jp/activity/news/117612.html>

第3条3項(国及び地方公共団体の責務)

国は、我が国の**平和と安全**を確保する上で**必要な秘密が適切に保護されるよう**、**法律上・制度上必要な措置を講ずる。**